

Tax and Management

T&M通信

～税務と経営～

2018年12月号

今月の経営チェックポイント✓

- 給与所得の年末調整の月です。原則として、本年最後の給与もしくは賞与の支払をするときに計算します。
- 12月、1月決算法人及び個人事業主の方は、賞与等決算対策の準備をして下さい。
- 賞与を支払った場合は、「健康保険・厚生年金保険賞与支払届」の提出が必要です。支給日より5日以内に届出書を提出してください。
- 今月の祝日は23日（日）が天皇誕生日のため、24日が振替休日です。
- 税務署、区役所、年金事務所等役所の御用納めは、12月28日（金）です。
- 当事務所は12月29日（土）～1月3日（木）までお休みさせていただきます。

【注意】扶養控除等申告書内のマイナンバー記入欄にはマイナンバーを記載しないでください！

納税期限スケジュール

- 固定資産税及び都市計画税の第3期分の納付期限は、京都市は平成30年12月28日（金）、大阪市は平成30年12月25日（火）迄です。



着眼点 「マーケティングの4P」

税理士 田中 彰

本年も最後の月12月になりました。振り返れば私には非常に早かった1年でしたが、皆様にはどんな1年でしたでしょうか。何はともあれ本年の有終の美を飾るべく充実した師走の月にしたいと思います。

さて、来年は平成最後の年（2019年）になります。4月から5月にかけて天皇の交代があり、夏には参議院の議員選挙が実施され政治的にどうなるか注目されます。10月に消費税率が10%に引き上げられると共に、食料品等には8%の軽減税率が適用され複数税率となる予定です。さらには2020年の東京オリンピックや2025年の大阪万博の開催などに向け、様々な変化が加速されると予想されます。

このような外部環境の変化に伴い皆様の経営にも変化が必要となります。止まることを知らないIT（イノベーションテクノロジー）やAI（アーティフィシャルインテリジェンス）の進展も経営に変化をもたらします。しかし一方では経営の理論など変わらないモノがあります。経営の「不易流行」を考えながら歩んでいかなければなりません。今回はマーケティングの4P理論について考えてみます。

マーケティングの4P（英語の頭文字をとって4P）とは、財やサービスを販売する場合に具体的に考えなければならない4つの視点です。まず、①財やサービスの質や量はどうか（Product）、②その価格は適正か（Price）、③販売の場所や流通経路はどうか（Place）、④それを売るための販売促進はできているか（Promotion）の4つのポイントを間違わなければ成功する可能性が高まる不変のセオリーです。

しかしながら具体的なアクションは時期や地域によっても変化します。製品作りにおいても同じ原材料で同じ製法でも場所が違くと味が違うというパン屋さんの話を聞いたことがあります。それでそのパン屋さんは2店目を断念されて今の成功を収められています。

既存の製品の販売が伸び悩んでいる場合、4Pのどれが問題なのかを分析すれば原因が分かると思います。4Pにはそれぞれの整合性は重要ですが、すべてが問題ではないケースが多いと思います。製品や価格には問題がないのに売れないことがあります。この場合は販売場所の見直しや営業活動または広告宣伝により製品の認知度を高める必要があると考えられます。

しかし、マーケティングにおいて製品そのものの重要度は高いと思います。市場にとって価値あるモノを提供し続ける必要があります。今は価値のある製品でも残念ながら寿命があります。外部環境の変化に応じて製品も変化させなければなりません。どうか来年も皆様の経営にとって良い年でありますように祈念いたします。スイマセン少し気が早かったようです。その前に12月を頑張ってください。

●固定資産の償却開始日はいつから？

購入した固定資産については、購入したその日に経費（損金）にすることはできず（少額のものを除きます）、減価償却という手順を通じてその取得価額が経費（損金）処理されていきます。この減価償却ですが、償却の開始日は「取得した日」ではなく、「事業の用に供した日」とされています。「事業の用に供した日」とは、本来の用途に供する状態に至り、使用を開始する日を指します。したがって、例えば12月31日に機械装置を購入したとしても、据付・試運転等に数日かかる場合には当該機械装置に係る減価償却は翌1月からということになります。

この点、中小企業経営強化税制（詳細はここでは割愛しますが、取得価額を一括で経費（損金）処理、または取得価額の10%の税額控除ができる税制措置です）を利用する場合も「取得」しただけでは足りず「事業の用に供し」ていないと適用できません。

12月決算の法人、個人事業主の方、年末に設備投資を計画されている場合にはご注意くださいませ！

（文責：亀元 祐希）

●今年の年末調整について

平成30年分の年末調整は配偶者控除、配偶者特別控除の取扱いが大きく変わりました。改正の大きなポイントは2点です。

①38万円の控除を受けることのできる配偶者の年収上限額が103万円から150万円になりました。

②配偶者控除、配偶者特別控除を受ける所得者本人の所得制限が設けられ、所得者の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除、配偶者特別控除を受けることができなくなります。

①の38万円控除はできなくても、配偶者の年間収入が150万円超201万6千円未満であれば、配偶者特別控除を受けることができます。

（文責：田中 恵子）